

発議案第 28 号

今後の生産緑地指定の解除条件を緩和することを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 7 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	河 野 慎 一
賛成者	八千代市議会議員	山 口 勇
	同	松 崎 寛 文

提案理由

国に対し、今後、特定生産緑地の指定が開始されても、適正に管理されていない土地については、指定を解除できるよう解除条件を緩和することを求める。

これが、本案を提出する理由である。

今後の生産緑地指定の解除条件を緩和することを求める意見書

本市における生産緑地は、市街地における貴重なオープンスペースであり、レクリエーション、公害や災害の防止など、緑地と同様に多面的な機能を有するものとして、位置付けられているが、現在、市内の一部の生産緑地においては、雑草等が繁茂するなど、適切に管理されていない土地がある。

現在の生産緑地法においては、生産緑地に指定されてから30年を経過した場合、又は生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡もしくは病気などの理由により農業に従事することができなくなった場合に指定を解除できることが規定されている。そのため、適切に管理されていないという理由だけで指定を解除することはできない。

また、生産緑地として指定を受けた土地は農地評価となるため、農地として適切に耕作を行わず、税の優遇措置の恩恵だけを受けるといった問題がある。

2022年からは特定生産緑地制度の導入により、新たに特定生産緑地の指定を受けなければ現在の税制優遇措置は受けられず、指定後は10年経過ごとに更新となる。しかし、特定生産緑地の指定後も、適切に管理されていない土地が出てくる可能性は十分にある。

よって、本市議会は国に対し、今後、特定生産緑地の指定が開始され、10年ごとに更新となるが、指定から10年が経過していなくても、適切に管理されていない生産緑地については、指定を解除できるよう解除条件を緩和することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

農林水産大臣様